

令和7年 ガイドライン等の主な改正内容

- PPP/PFIの推進に向け、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築するため、以下のようなガイドラインの改正を検討。
- 今後は、PFI推進委員会での御審議を経て、PFI推進会議に諮る予定。（※標準契約は、PFI推進委員会における御審議の後、内閣府として公表。）

1. 物価変動に係る対応

今般の急激な物価変動等を背景に、内閣府において昨年、ガイドライン等の改正、通知や事務連絡の発出を行ったところ。民間事業者等からの要望、地方公共団体における対応状況等を踏まえ、更なる対応が必要。

サービス対価に基づく物価変動に基づく改定	改定の基準時点の扱い	○サービス対価の改定の基準時点は、実施方針等において明示することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン PFI事業のプロセス, ステップ2. 実施方針の策定及び公表 - 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項】 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
	物価指数の扱い	○採用する物価指数について、適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましいこと。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
物価スライド条項		○公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）と同様に、施設整備に係るサービス対価の適切な改定を実現するために、既存のインフレスライド及び単品スライドに係る記載に、全体スライドに係る記載を追加。 【標準契約 第51条】

2. 民間提案の推進に係る対応

民間提案の推進に当たり、民間のノウハウをより活用すべく、官民双方の留意点等について追記が必要。

提案についての検討・評価	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合には、その内容について十分に検討・評価を行うこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】
提案に含まれる情報の取扱い	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合において、特に知的財産について、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要があること。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案、ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定・公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定】
提供データの電子化	○提案に必要と思われる情報のうち図面や数値情報については、民間事業者が効率的に熟度の高い提案を検討できるよう、引用、検証、分析等を行いやすい形式で電子化して提供することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】